

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	総務局総務部行政透明推進課
件 名	さいたま市行政情報検索システム運用保守業務
履 行 場 所	受託者の作業場所
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 18 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社内田洋行 営業支援統括グループ
契 約 金 額	4,513,080円
随意契約によること とした理由	さいたま市行政情報検索システム(以下「本システム」という。)は、本市ホームページ上で、「文書件名」、「フォルダ名」、「担当課名」等により、本市が保有する行政情報を検索することができる情報公開サービスを提供するものである。 本システムは行政情報を適切かつ適時に公開する役割を担っており、市民等の利用者は本システムを活用し、開庁時間外においても、行政情報の検索を行うことができる。 情報公開サービスの提供の停止は市民に対し直接的な影響を及ぼすため、障害を未然に防ぐための予防保守及び障害発生時の迅速な復旧に関する業務の継続実施により本システムを中断させないことが必要である。 なお、本業務については、本システムにおいて現行システムベンダが汎用ソフトをベースに本市固有の要件に合わせシステム開発を行い、著作権を有するソフトウェアを使用しており、著作権を有しない他者に対して使用権を許諾していないことから、他者が履行することはできない。また本システムは本システムの開発事業者が管理するクラウドサービスの提供により運用している。 本システムの開発事業者である株式会社内田洋行は、システム仕様等の詳細を熟知しており、運用保守を適切に実施している。 以上により、本業務に係る契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定に基づく随意契約によることとし、株式会社内田洋行と契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	総務局人事部人事課
件 名	さいたま市人事評価等システム運用保守業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 26 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社ケー・デー・シー
契 約 金 額	5,445,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、人事評価等システムを安定的に運用するため、発生した障害への対応、予見される障害の対策、システム改善等を行うものであり、履行に当たっては、システム内容、開発経緯等を熟知している必要がある。そのため、著作権ほか排他的な権利を有するシステムの構築事業者にはできない運用保守業務である。 そのため、受託事業者を選定するに当たっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方である株式会社ケー・デー・シーは、当該システムの構築事業者であり、システム内容を熟知し、技術・経験を有するとともに、信用性も認められることから、当該企業と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	総務局人事部人事課
件 名	さいたま市庶務事務システム運用保守業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 27 日
契 約 の 相 手 方 名	富士電機ITソリューション株式会社
契 約 金 額	41,162,550円
随意契約によること とした理由	本業務は、システムの安定的な稼働のため、運用保守や仕様変更等を実施する業務であり、履行に当たっては、システム内容、開発経緯等を熟知している必要がある。 そのため、受託事業者を選定するに当たっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 庶務事務システムの構築経緯等の知識を蓄積し、システム内容を熟知している当該業者にしか実施できない業務であるため、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	総務局人事部人事課
件 名	さいたま市人事・給与システム運用支援業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 27 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社日立製作所 北関東支店
契 約 金 額	43,989,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、人事・給与システムの運用に伴う技術的な管理運用支援、仕様変更・法改正等への対応、システム障害への対応等を行うものであり、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない運用支援業務である。 そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。 契約の相手方である株式会社日立製作所北関東支店は、当該システムを開発した業者であり、システム内容を熟知し、技術・経験を有するとともに、信用性も認められることから、当該企業と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	総務局危機管理部防災課
件 名	さいたま市防災アプリ運用保守業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	国土地図株式会社
契 約 金 額	5,291,000円
随意契約によること とした理由	さいたま市防災アプリは、本市で提供している様々な防災に関する情報を、普及の進んだスマートフォンのアプリケーションで1つにまとめることで、市民等が迅速かつ正確に情報を受け取ることができ、情報を身近に、より多くの方へ伝達するため導入したものである。 本業務は、さいたま市防災アプリの継続的な安定稼働のため、システム運用として、稼働状況やエラーログがないかの監視作業やサーバー管理等、ソフトウェア保守として、アップデート対応やコンテンツ更新、障害発生時の不具合対応等を行うものである。 本アプリは当該業者が著作権等の排他的権利を有しており、当該業者以外が本業務を履行することはできない。 そのため、本業務を遂行できる唯一の業者である当該業者と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	総務局危機管理部防災課
件 名	さいたま市防災気象情報提供業務
履 行 場 所	さいたま市内及び近隣関連区域
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社ウェザーニューズ
契 約 金 額	4,597,956円
随意契約によること とした理由	本業務は、災害時における迅速な応急対策を実施するため、市内及び近隣の気象情報をリアルタイムでデータ収集し、防災担当部署や住民へWebシステムにより情報提供し、気象災害による被害を未然に防止・軽減することを支援するものである。 本業務を行うにあたっては、必要な信用・技術・実績を備え、24時間対応可能であることに加え、市内にて観測している雨量計を所有している唯一の業者であり、その情報を円滑に提供することができることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	総務局危機管理部防災課
件 名	被災者生活再建支援システム運用保守等業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契 約 締 結 日	令 和 8 年 3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 名	NTT東日本株式会社 埼玉事業部
契 約 金 額	4,950,000円
随意契約によること とした理由	被災者生活再建支援システムとは、大規模災害発生時に被災者生活再建支援を円滑・迅速に実施するため、被災者支援に係る各種申請の際に必要な罹災証明書発行に係る業務の効率化を図ることを目的に導入を行ったシステムである。 本システムは当該業者が開発し、著作権を有するソフトウェアを使用しており、著作権を有しない他者に対して使用権を許諾していないことから、他者が履行することはできない。 そのため、本業務を遂行できる唯一の業者である当該業者と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号